



2023年5月25日

各 位

会 社 名 センコーグループホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証プライム市場)
問 合 せ 先 管理本部 法務部長 梅津 知弘
(TEL. 03-6862-8840)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第106回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、当社および当社のグループ子会社（以下「対象子会社」といい、当社および対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続および一部改定に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社と同様に、対象子会社は、対象子会社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。）を対象とする、株式報酬制度の継続および一部改定に関する議案について、対象子会社の定時株主総会または臨時株主総会（当社および対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」といいます。）に付議することを予定しております。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、2017年6月28日開催の第100回定時株主総会において本制度の導入を決議し、2018年6月27日開催の第101回定時株主総会において本制度の内容改定決議を経て今日にいたっておりますが、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を継続いたします。
- (2) 本制度の一部改定は、対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「本信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。本信託は、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share Plan) および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock Plan) と同様に、役位や業績の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付または給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。

2. 本制度の一部改定について

当社の中期経営計画の達成を推進するにあたり、現行の本制度について当社グループの中長期的な業績向上ならびにより一層の企業価値向上に資する制度とすべく、対象期間、当社株式等の交付等の対象子会社数、当社が拠出する金員の上限、対象取締役が取得する当社株式等の数の上限および業績達成条件の内容等を改定することといたしました。

3. 改定後の内容

(1) 本制度の概要

本制度は当社の掲げる中期経営計画の対象となるそれぞれの事業年度（以下「対象期間」といいます。）（※）を対象として、事業年度の役位および業績の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。本年度から実施する、本制度の継続後の対象期間については、現行の中期経営計画の残存期間である2024年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度を対象とします。

※ 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）に定めます。）には、以降の中期経営計画の対象となる事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度改定に係る本株主総会決議

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限および対象取締役に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において、信託期間の延長を行う場合には、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって信託契約の変更および追加信託を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、原則として対象期間終了後に、累積ポイント（下記（5）に定めます。）の50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切上げ）については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

- ① 制度開始日以降の対象期間中に対象取締役として在任していること（制度開始日以降に、新たに対象取締役になった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が退任する場合（自己都合により退任する場合および正当な解任理由に基づき解任される場合を除きます。）、対象取締役は所定の手続を経た後遅滞なく退任時までの累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）については交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(4) 信託期間

ア 本制度改定後の信託期間

上記(1)の対象期間に対応する年数とします。ただし、本年度に継続予定後の対象期間については2024年3月31日で終了する事業年度(予定)から2027年3月31日で終了する事業年度(予定)とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長し、対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、対象子会社の取締役に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を併せて信託し、各対象会社は、引続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎年3月末日に対象取締役として在任する者に対して、同日で終了する事業年度の後に到来する事業年度の一定の時期にポイントが付与されます(以下「付与ポイント」といいます。)。付与ポイントは、対象取締役の役位および業績の達成度(※)に応じて決定され、原則として対象期間終了後に付与ポイントの累積値(以下「累積ポイント」といいます。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の総数が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社はその増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

※ 業績達成度を評価する指標は、当社の連結経常利益、部門経常利益、ROEならびにESGに関する非財務指標等とし、業績の達成度等に応じて、0~150%の範囲で変動するものとします。また、対象期間ごとに、中期経営計画で重視する業績連動指標を設定するものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限および本信託から交付がなされる当社株式(換価処分の対象となる株式を含みます。)の上限数

信託期間内に本信託に拠出する信託金の合計額および本信託より交付等が行われる当社株式等の合計株数は、対象会社ごとに本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。(※)

※ 信託金の上限金額は、現在の対象取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

	本信託に拠出する 信託金の合計上限金額 (4事業年度)	本信託より交付等が行 われる当社株式総数の 上限(4事業年度)	年間付与 ポイント数の上限
当社	228 百万円	272,000 株	68,000 ポイント
対象子会社の 合計	1,000 百万円	1,180,000 株	295,000 ポイント
合計	1,228 百万円	1,452,000 株	363,000 ポイント

上記(4)イの本信託の継続が行われた場合には、本信託に拠出する信託金の合計上限額は、当社については57百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額とし、対象子会社については250百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額とします。

また、延長された信託期間に本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数は、当社については68,000株に新たな対象期間の年数を乗じた株数とし、対象子会社については295,000株に新たな対象期間の年数を乗じた株数とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および交付株数の上限の範囲内で、株式市場または当社(自己株式処分)からの取得を予定しています。

(8) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、本制度の対象期間終了後に、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切上げ)の交付を信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。なお、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が退任する場合、対象取締役が在任したまま死亡した場合または海外赴任により国内非居住者となった場合については、上記(3)※をご参照下さい。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2017年9月22日
（信託期間延長のため2023年8月に変更予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2017年9月22日～2023年9月末日
（2023年8月の信託契約の変更により、2027年9月まで延長予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2017年9月22日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 12.28億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上